

[平成13年第 5回12月定例会—12月13日-04号]

◆1番（松坂知恒議員） おはようございます。連合同志会の松坂知恒でございます。会派を代表いたしまして、一般質問をさせていただきます。御清聴どうぞよろしく申し上げます。

秋葉市長におかれましては、ことしの10月13日から14日間、ヨーロッパを訪問をされました。大変成果があり、また大変御苦勞の多かった訪欧であったと思います。お疲れさまでございました。

主要目的であった平和の推進や経済交流については、昨日詳しく伺っておりますので重複を避けてお尋ねいたします。

市長は、財政難にあえぎ、難問山積の広島市のリーダーとして多くの課題の解決策について常に検討されていると存じます。今回は、フィンランドのヘルシンキ、フランスのパリ、ドイツのミュンヘン、イギリスではロンドン、マンチェスター、グラスゴーに赴き、政治家や実業家と会見され、そして多くの市民と懇談されたことと思います。

また、各都市の施設や町並み、都市のデザインについても見学されたことと思います。それらの会見や懇談、見学の中から、広島市政推進のため、また多くの難問解決に向けた何らかの方策やヒントが得られたことと存じます。ぜひともお聞かせください。

明治維新間もない明治4年、1871年、時の明治新政府は、幕末の不平等条約改正を目的に、アメリカ、ヨーロッパへ遣外使節団を1年10カ月の間、派遣しました。右大臣岩倉具視を特命全権大使とし、参議木戸孝允、大蔵卿大久保利通、工部少輔伊藤博文らの政府首脳が派遣され、制度、文物について調査、観察し、日本近代化への選択肢を探り、近代国家・日本の建設に大いに寄与したことは歴史が物語るとおりであります。広島市の現況は、明治初年に劣らず変革の時期を迎え、リーダーの指導力や先見性が今ほど求められているときは、ほかにないと信じます。今回の訪欧の成果を披露され、今後の広島市政のかじ取りを担う市長さんの御決意をお聞かせください。

次に、環境問題についてお聞きします。

広島市が収集する一般廃棄物は、各焼却工場へ搬入される焼却ごみ、埋立地で埋め立てられる不燃ごみ、ともに増加の一途をたどっております。一般廃棄物のうち、家庭ごみについては今議会でも議案が提出されているように、平成16年度から不燃ごみのうち、容器包装リサイクル法によってリサイクルが義務づけられる容器包装プラスチックと中工場焼却されることになるプラスチック残渣、そして、引き続き埋め立て処分される陶磁器片などに3分別されるため、埋め立て量の減量化は一定量期待されます。

しかしながら、一般廃棄物の50%以上を占め、家庭ごみ以上に増加率の高い事業所ごみについては16年度からの3分別が適用されず、今までどおり埋め立てられると聞いております。増加し続ける事業所ごみに手をつけずしてごみの減量化は達成され得ないと確信し

ます。事業所ごみの今後の減量化対策についてお聞かせください。また、事業所系の不燃ごみについても家庭ごみと同様、3分別した上、減量化を実施するべきと考えますが、どうされるのかお答えください。また、玖谷埋立地では、平成13年4月から事業所ごみの一部について搬入規制を実施しておられますが、その減量効果についてお答えください。

事業所ごみの持ち込み料金もトン当たり8,400円は安いと思います。排出する事業所にもコスト意識を持たせるため、また、ごみの減量化策としても値上げは有効であると考えますが、市のお考えをお聞きします。

次に、焼却灰についてお聞きします。

ごみを焼却することによってダイオキシンが発生することは御存じのとおりです。その毒性は、青酸カリの1,000倍、サリンの2倍もあり、ダイオキシンわずか1グラムで1万人を殺傷できるとされています。

ちなみに、南工場のばいじんに含まれるダイオキシンの平成12年度での測定値は、ばいじん1グラム当たり1ナノグラム、つまり、10億分の1グラムです。私なりに計算してみますと、南工場のばいじん100キログラムの中に、一人殺傷できるダイオキシンが含まれることとなります。つまり、国の基準値を守っているからといって安心できないのであります。

国の基準値は、今後更新され、より厳格になると考えられます。広島市は、新中工場の建設で平成16年度より一部焼却灰を溶融固化し無害化を図られますが、全焼却工場の焼却灰が溶融固化されるのは平成30年度とのことです。それまでの間、焼却灰についての的確な処分がなされなければなりません。そこでお聞きします。

広島市の全焼却工場で焼却されるごみの総量と発生する焼却灰の総量をお答えください。また、焼却灰は薬剤でキレート化され業者に運搬させて処分場で処分していると聞いております。薬剤処理、運搬、そして処分場での処分について、それぞれの年間コストをお答えください。また、焼却灰の処分場は、五日市の県環境保全公社の処分場と、民間処分場の計2カ所と聞いておりますが、民間処分場の所在地と管理者についてお答えください。民間処分場についてはどのような調査がなされ、どのような現況になっているのかお答えください。また、五日市処分場については、環境局の工務課と産業廃棄物指導課が立入調査に入っていると聞いております。平成10年度から平成13年度にわたって、各年度、何回ずつ立入調査に入られたのかお聞きします。また、検査の内容や指導された項目は、どのようなものであったのかお答えください。また、広島市が独自に五日市の処分場からサンプルを採取し、分析された実績があるのかどうかお答えください。また、焼却灰の溶融固化が完全実施される平成30年度までの間、処分場に埋め立てるのではなく、他の県で実施されている無害化事業に参加するなど、焼却灰を安全に処分し、ダイオキシンへの市民不安を払拭する取り組みに早急に着手すべきと考えますが、市の方針についてお答えください。

次に、産業廃棄物についてお聞きします。

産業廃棄物も年々増加しており、処分場の逼迫は深刻な問題であります。実際に効果のある減量化対策に今後どう取り組むのかお聞かせください。また、無害化についても現状を上回る厳しい指導が必要と考えますが、市のお考えをお聞かせください。また、最も埋め立て処分量の多い産業廃棄物は建設汚泥ですが、本年2月より発足した広島県建設副産物リサイクル促進連絡会議において、建設汚泥の処分方法がどこまで検討されているのかお答えください。

次に、平成16年度より稼働する新中工場についてお聞きします。

現中工場と新中工場との年間コストについて、それぞれお答えください。新中工場では、燃えるごみとプラスチック残渣を焼却しますが、それぞれの1日当たりの焼却量をお答えください。また、現中工場の1日の焼却量との比較をお答えください。また、溶融固化の後に発生するスラグについてお聞きします。年間の予測発生量をお答えください。また、すべてが路盤材などには利用されないと思いますが、余ったスラグについては、どこの処分場へどのように処分する予定なのかお答えください。

次に、医療行政についてお聞きします。

小児医療の充実については多くの市民の悲願であり、秋葉市長の公約にも、こども病院の開設が掲げられております。市長就任以来、舟入病院での夜間救急体制の充実が図られ、昨年の年末年始には舟入病院に加えて、県立広島病院や広島赤十字・原爆病院、広島市民病院、安佐市民病院が小児救急外来を開設するなど、小児救急医療体制の前進が図られていることは、広島市民等しく評価するところであります。

一方で、広島市民病院においては病棟の老朽化があり、また安佐市民病院では小児病棟の病室における狭隘が克服されていないなど、人員配置はもとより、施設面の課題も残されております。

その状況の中で、今年度、広島市において小児医療充実基本計画策定委員会が開催され、充実策について検討されておりますが、議論の進捗状況と具体的な充実策についてお聞かせください。また、救急医療の充実についても市民の期待度は高いものがあると認識します。さらなる充実策についてお答えください。また、広島市民病院については三次救急指定病院と位置づけられ、虚血性心疾患や脳血管障害については先進的役割を果たしておりますが、本会議や厚生委員会で指摘したように交通外傷などの多発外傷については対応していない状況であったと思います。

また、市内の一次救急病院からの搬送を一たんは了承しておきながら拒絶するという対応に至っては、みずから三次救急病院の職責を放棄したと指摘されても抗弁できないのではないのでしょうか。その後の市民病院の救急医療に対する認識はどのように変化し、また、実際にどれほどの多発外傷などの外傷による救急患者を受け入れるようになったのかお聞かせください。また、病院間の連携についても搬入依頼に対し、どのように対応されているのかお答えください。

次に、文化行政についてお聞きします。

本年、文化芸術振興基本法が衆参両院を通過し、12月7日公布施行されました。政府や自治体が文化・芸術の振興に努めていくことが法制化されたわけです。文化都市である広島市も今まで以上に文化の隆盛に寄与していくことになるわけで、市の支援に対する市民の期待は大きいものがあると言えましょう。広島市には、プロの芸術団体である広島交響楽団があり、市民のオーケストラとして多くのファンに支えられております。

また、広響は、平成13年度より芸術創造推進事業、アーツプラン21の芸術創造特別支援団体に文化庁から指定され、我が国の芸術水準向上の牽引力となることが期待される団体と位置づけられました。

国が新法を公布施行し特別支援団体に指定したことは、広響に対し、日本の広響、世界の広響と発展すべく技術の向上や演奏機会の充実に努めよという期待であろうと考えます。このような国の呼びかけに対し、広島市としてもさらに積極的な支援策を期待されています。広響をどう育てていこうとされるのか、補助金を支出する以上は、さまざまな提言をすべきでありましょう。定期演奏会の公演回数をふやし、技術の向上や新たなファン層の開拓などに努めさせ、市民にとって広響がより身近な楽団となるよう指導して欲しいと思います。広響に対する指導、助言を含め、具体的な支援策についてお聞かせください。

また、日本国内はもとより、世界的に著名な芸術団体やアーティストによる公演は、ややもすれば大阪での公演の次は福岡で開催し、その後、帰国してしまうといったスケジュールで、広島には立ち寄ってくれないという声はよく聞くところであります。ようやく劇団四季によるミュージカル、オペラ座の怪人のロングラン公演が実現し、延べ10万人の観客が舞台を鑑賞し成功裏に終演したところでもあります。広島市もロングランの誘致に努力されたそうですが、劇団四季の引き続いてのロングラン公演はもちろんのこと、国の内外を問わず、著名な団体やアーティストを積極的に誘致、招聘し、良質な文化に接する機会を市民に提供することは文化都市を標榜する広島市の責務と認識いたしますが、アーティストの誘致、招聘に対する今後の具体的な取り組みについてお聞きします。

次に、未利用地についてお聞きします。

広島市は、毎年、市有地の売り払いを実施しておられますが、売り出し開始の平成9年から今日に至るまで成約に至った物件数と、その売り上げ総額についてお聞かせください。また、年間5億円の売り上げが目標だそうなのですが、最近3年間の1年ごとの売上額についてもお聞かせください。また、売り出したけれども売却に至っていない土地について、物件数の総数をお答えください。

売れないのは、そもそも売り出し価格が高いわけですから、実勢価格、つまり相場は、広島市の価格よりは低いと思われれます。市有地の売り払いを早急に進めるためにも、不動産鑑定士の鑑定評価に売買実例や実勢価格を積極的に取り入れて、より安い価格として再度、売り出すべきと考えますがお答えください。

次に、広島市土地開発公社所有の未利用地についてお聞きします。

事業局の依頼に基づき購入したけれども、事業に至っていない土地については、売却処

分すべきであります。いつまでも空き地のままに放置しておくことは、利息負担など市民に多大の損失を与えるものであるとの指摘は多くの市民から寄せられております。

9月議会でも藤田議員の質問に対し、早期の事業化に取り組むとか、早急に検討したいといった答弁をされておりますが、その後いかがなつたのでしょうか。9月から12月までの3カ月間、検討内容の中身をお答えください。

また、早期にとか早急にとかいった言葉は、一体何カ月間のうちに、あるいは何年間のうちにという意味なのでしょうか。具体的な月数あるいは年数について教えてください。

これで一般質問を終わります。どうも御清聴ありがとうございました。(拍手)

○平野博昭 議長

市長。

[秋葉忠利市長登壇]

◎秋葉忠利 市長

松坂議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に、訪欧の成果、またそこで得た感想といった趣旨の御質問がございました。今回の訪欧で感じたことにつきまして、幾つかお話ししたいと思います。

まず、今回の訪欧がテロ事件の後という時期であり、訪問する先々でこの問題に対するヒロシマの市長としての考え方を聞かれました。昨日、田尾議員に御答弁したとおり、いろいろな機会をとらえ、憎しみと暴力、そして報復の連鎖を絶ち、和解による解決策を探るべきであるという基本的な考え方を伝えました。

これに対して、力と力の対決ではなく、今こそ和解が必要であるという賛同の言葉を多くの政治家、NGO関係者などからいただいたことに感銘するとともに、改めてヒロシマの訴えの普遍性とヒロシマへの期待の大きさを認識しました。

また、今回の訪欧は、多くの旅行者が渡航を自粛し、経済的にも影響が出ているという状況の中でしたので、行政のトップが率先して行動することによって旅行の安全性をアピールできたという意味で、訪問先の自治体、企業などから感謝や評価をされたのが印象的でした。

次に、ヨーロッパの都市では、古い伝統の中にも新しい考え方を取り入れ、文化と政治が見事に溶け合っているのが印象的でした。例えば、ヘルシンキ市では、町並みの美しさを残すために、市街地の建築物に高さ制限を課し、歴史のある建築物は建てかえを行うことなく、内装の改修にとどめています。

また、交通渋滞の解消のためパリ市では、バスなど公共交通機関しか通行できない専用レーンが設けられており、ロンドン市では、市中心部に乗り入れる車に通行税を課すといった試みが行われています。市内における自転車の活用を行政が積極的に進めているミュンヘン市の例もあります。

これらは一例ですが、こうした世界の各都市が抱えるさまざまな課題に対する取り組みの成功や失敗例を持ち寄り、その情報を共有化し、文化的、歴史的な文脈の中で行政運営の活用をすることができれば、多くの都市問題の解決にも役立つのではないかと感じました。

また、今回訪問した都市は、いずれも過去、戦争やテロなどの悲惨な体験を克服する中

で今日の地位を築き上げた都市であり、その意味で、今後それぞれの都市の歴史を学び合い共感し、相互理解を深めることで、さらに交流を活発化することができるかと確信いたしました。

以上、所感の幾つかを申し述べましたが、今回の訪問の成果は、今後の市政の運営の中で最大限、生かしていきたいと考えております。

次に、ごみの減量対策についての御質問がございました。

本市の清掃工場及び埋立地へ搬入されるごみの約半分は、直接あるいは許可業者を通じて持ち込まれる事業系ごみであり、ごみ全体の減量化を推進するためには、この事業系ごみの減量化は大きな課題です。

事業系ごみの減量化については、これまで許可業者を通じて排出指導を行うとともに、大規模事業所に対する直接の訪問指導を実施するなど、家庭ごみも含めた市民1人1日当たりのごみ排出量は、政令指定都市の中でも低い数値になっております。

また、本年4月からは埋立地への事業系廃プラスチックなどの搬入規制を実施し、埋立地への負荷の軽減に努めておりますが、今後は抜本的なごみの発生抑制やリサイクルを進める必要があると考えております。

こうした中、先月、広島市廃棄物処理事業審議会から従来のように廃棄物の増加を前提とし処分施設を確保するという考え方から、ごみを可能な限りゼロに近づけ、環境への負荷を極めて小さくする考えへと転換し、ゼロエミッションシティへの取り組みを進めるべきとの提言をいただきました。提言は、広島市における循環型システムの構築に向けて、事業系ごみの排出者責任の徹底や、多量排出者に対する新たな負担制度の創設などを検討課題としております。

本市としては、できるだけ早く専門の委員会を設置し、生産、流通、消費、廃棄に至る各段階の関係者の意見を聞き、事業系ごみの減量に取り組んでいきたいと考えております。

その他の御質問については、担当局長から御答弁申し上げます。

○平野博昭 議長 財政局長。

◎北谷重幸 財政局長 未利用地についての御質問にお答えいたします。

まず、市有地の公募売り払いの実績でございますが、平成9年度から平成13年6月の売り出しまでの間に125物件を売り出し、そのうち38物件が成約しており、成約率で申し上げますと30.4%になります。金額にいたしますと、約11億5,900万円となっております。売り出して売却に至らなかった土地の総数は87物件となっております。

また、最近3カ年間の公募売り払いの実績額でございますが、平成10年度は約2億6,700万円、平成11年度は約2億4,100万円、平成12年度は約2億400万円となっております。なお、売上目標であります年間約5億円は、広島市財政健全化計画において、平成12年度から15年度までの4年間の目標として定めたものでございまして、国や隣接地主などへの随意契約分も含めた額でございまして、この額で申せば、平成12年度における売り上げ実績は約13億9,100万円となっております。

次に、実勢価格は市の価格よりも低いと思われるので、より安い価格で再度売り出すべきではないかという御質問でございますが、公募売り払いを行った市有地で成約に至らず売れ残った物件につきましては、引き続き、売り払い決定時から、おおむね1年間、約1年間、宅地建物取引業者に媒介依頼をしております。さらに時期を見て、再度公募により売り出すなど売却に努めていっておるところでございます。

売り払い価格につきましては、地方自治法や地価公示法により適正な対価によること、あるいは公示価格を指標とすることが求められていることから、不動産鑑定士から鑑定評価書を徴するとともに、公示価格や取引事例等をもとに独自評価も行い、広島市財産評価委員会に諮って決定しております。今後ともPRの充実など成約率を上げるための工夫を行い、積極的な売却に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、公社保有地について、早期の事業化に向けての検討状況、また具体的に、いつまで検討するのかというお尋ねでございますが、公社保有地につきましては、事業の必要性を認め市議会にも御説明、御理解をいただいた上で購入したものであり、事業計画に変更がない限り、行政といたしまして、これを進めていく責任があるものと考えております。したがって、現在、各事業主管課において、それぞれの課題の解決に取り組むとともに、再取得計画の策定ができるよう、引き続き検討を行っております。

また、土地開発公社が取得した土地につきましては、当初の目的に使用する必要がなくなった場合においても、原則として公共施設等の用途に用いるべきであり、また、やむを得ず他の目的で処分する際においても、地域の秩序ある整備を図るという土地開発公社の目的に沿うとともに、社会的批判を招くことのないように配慮すべきとの国からの指導もでございます。これらを踏まえて、まずはその事業の抱えている課題の解決に努め、早期の事業化が図られるよう取り組んでまいります。

なお、やむを得ず他の目的へ活用、処分を考慮する際にも慎重に対応していく必要があると考えており、現段階において具体的な検討期間をお示しすることは難しい状況にあります。

以上でございます。

○平野博昭 議長

市民局長。

◎三宅吉彦 市民局長

文化行政に関する御質問で、広島交響楽団に対する支援の問題からお答えいたします。

広島交響楽団は、中四国地方唯一のプロオーケストラであり、平和のタペコンサートなど、本市が主催する事業にも積極的に参加し、広島の音楽文化の振興に大きく貢献しています。

そうした中で、同楽団が意欲的な芸術創造活動への取り組みにより、我が国の芸術水準を高める牽引力となることが期待される芸術団体として、平成13年度から3年間、文化庁のアーツプラン21の芸術創造特別支援団体の指定を受けたことは、同楽団のみならず、本市音楽文化の発展に大きなプラスになるものと期待しています。

とはいえ、広島交響楽団は、オーケストラ一般の例に漏れず、経営的に苦しい状況が続いていることから、本市では、財政的な支援とともに、アステールプラザのオーケストラ等練習場の優先的使用や同楽団の事業PRへの協力などの支援を行ってまいっております。また、市立の小学校・中学校長会に対し、同楽団が実施している移動音楽教室について、ことし4月にその活用をお願いいたしました。

本市といたしましては、広島交響楽団の経営改善が促進され、市民や国内外に向けた活動の一層の充実が図られるよう、今後も積極的に支援していきたいと考えています。

次に、文化活動の誘致についてですが、御承知のように、ことし8月11日から10月8日にかけて劇団四季のミュージカル、オペラ座の怪人が中四国地方で初めてロングラン公演されました。2カ月にわたる公演には、市内はもとより、山陰、四国、九州などからも多くの人々が広島に足を運び、観客数は10万人を超え、舞台芸術のおもしろさを知った、自分の演劇活動にとって刺激になったといった反響がございました。

また、公演の期間中、市内ではこのミュージカルを話題に盛り上がる友人同士や家族などの姿がしばしば見られました。高度な演技や歌、そして豪華な舞台装置などが楽しめる公演は、多くの人々を引きつけ、ひいては本市の文化振興や都市イメージの向上、にぎわいの創出にも大きな効果をもたらすものと認識を新たにいたしました。

今後も質の高い公演や芸術文化イベントの開催、誘致に努め、豊かな文化環境の創造に向けた一層の取り組みを推進したいと考えております。

以上でございます。

○平野博昭 議長 社会局長。

◎藤井克己 社会局長 医療行政について、2点の御質問にお答えいたします。

最初に、小児医療充実基本計画策定委員会の進捗状況等ですが、本年度に設置した小児医療充実基本計画策定委員会は、本市、広島大学医学部及び市内の医師会の委員で構成しており、昨年10月、広島市連合地対協の小児医療体制検討委員会からの報告を受け、小児医療体制の充実について検討を行っています。

検討内容といたしましては、市立の四つの病院の機能分担を図りながら、小児医療体制の充実を行う方向で進められております。この委員会は、現在中間報告の取りまとめ作業を行っており、近々中間報告を行い、来年3月には最終報告を行う予定でございます。

次に、救急医療の充実についてでございますが、救急医療は市民の生命と健康を守る上で非常に重要な課題であり、本市の救急医療体制としては、初期は舟入病院と在宅当番医制病院、二次は病院群輪番制病院、三次は広島市民病院、県立広島病院等で行う体制をとっております。

さらに、昨年度から本市の救急医療体制のより一層の充実を図るため、需要の多かった年末年始の小児救急について、舟入病院に加え、市内の四つの公的病院等の協力を得て、1日に複数の病院で対応できる体制とし、待ち時間の解消を図ったところであります。

今年度も、広島市民病院、安佐市民病院、広島鉄道病院、広島共立病院の四つの病院の

協力を得て、引き続き実施する予定でございます。今後ともこの体制を維持していきたいと考えております。

また、本年12月1日に開設いたしました広島市医師会運営・安芸市民病院では、土曜日、日曜日、祝日の準夜帯における内科の救急医療を実施するとともに、土曜日の昼間も開院し、救急患者にも対応できる体制といたしております。今後とも広島市域全体の救急医療体制については、医師会を初め、医療関係者の連携、協力のもと、一層の充実に向けて努力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○平野博昭 議長 環境局長。

◎斉藤末男 環境局長 ごみの減量対策の中で、数点お尋ねがございました。

まず、事業系のごみについても容り法と同様の取り組みを行うべきではないかというお尋ねでございます。

容器包装リサイクル法では、御指摘のとおり、家庭から排出をされますプラスチック製容器包装のみを対象としておりまして、オフィスや店舗など事業所から排出されますプラスチック製の容器包装類は、このリサイクル制度の対象になっておりません。

排出場所の違いや使用される用途によってリサイクルされるものと、そうでないものとに区分する現行の容器包装リサイクル法は、資源の循環あるいは使用量の抑制のほか、生産者責任の徹底が十分に図られないという問題が法の制定時から指摘をされておりまして、こうした問題点の改善に向けまして、他の自治体と連携して現在、国に働きかけているところでございます。

それから次は、事業系ごみの一部の搬入規制の効果についてのお尋ねでございます。

玖谷埋立地におきましては、ごみの減量化、リサイクルの観点から、事業系ごみの受け入れの大幅な見直しを行いまして、本年4月からバンパー等の埋め立て容量が大きく、リサイクルが可能な物については、受け入れを中止するとともに、長大なプラスチック類など、かさばるものにつきましては、破碎などによりまして減容をして搬入するように指導いたしております。

こうした搬入規制の結果、11月末時点での今年度の搬入ごみの状況は、芸予地震に伴います被災ごみが多量に搬入をされていることから、搬入ごみ全体で見ますと前年比約2割の減量となっておりますけれども、事業系ごみだけについて限って見ますと、前年比約6割強の減量となっております。

次は、事業所ごみの持ち込み料金を値上げしたら減量につながるのではないかというお尋ねでございます。

ごみの処分手数料は、ごみ処理に係る経費負担の公平性、ごみの発生、排出抑制などの動機づけを与えるという観点から一定の負担を受益者に課しているものでございます。

議員御指摘のとおり、このごみ処分手数料を値上げすることによりまして、事業系ごみの排出抑制効果が一時的には期待をできると考えておりますけれども、不法投棄等の不適

正処理の問題もまた新たに発生することが懸念されますので、その改定の時期、改定の額等については、慎重に検討する必要があると考えております。

次は、焼却灰についての数点のお尋ねでございます。

本市におけます平成12年度の可燃ごみ焼却量は、約33万5,000トンでございます。これに伴いまして発生します焼却灰の排出量は約4万3,000トンでございます。

次に、平成12年度の薬剤処理費は約4,200万円、運搬費は1億2,100万円、処分費は約3億7,800万円、以上、すべて合わせまして約5億4,100万円でございます。

次に、民間処分場の所在地でございますけれども、所在は安芸郡の下蒲刈町でございます。下島字上黒島というところでございます。管理者は、ダイユウ技研土木株式会社でございます。

次に、当該民間処分場に係ります調査等についてですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして、広島県が立入調査によりまして処理施設の構造、維持管理に关します帳簿書類、放流水の状況、環境衛生面、安全面等の検査及び水質等のデータ、これらを調べております。

それから、焼却灰についての五日市処分場に関するお尋ねでございます。

五日市処分場に対する本市の立入検査でございますけれども、廃棄物処理法に基づきまして、年1回程度、実施をしております。検査内容としては、事業者から処理施設の構造及び維持管理に関する帳簿書類、放流水のデータ及び技術管理者の資格等の資料を提出をさせまして法令に基づき処分場の環境衛生面、安全面等から検査を行っております。

その結果でございますけれども、同処分場の管理状況は適正に行われておりますために、これまでのところ、特段の指導は行っておりません。

なお、市独自によりますサンプリングでございますけれども、これにつきましては、検査現場におきまして提出をさせましたデータが法令等による基準にすべて適合しておりますので、実施をいたしておりません。

焼却灰の溶融固化完全実施までの間の取り組みについてでございます。

議員御指摘のとおり、新中工場稼働後も南工場を初めとします既存の工場からの焼却灰が当分の間、排出をされます。これらについても、リサイクルを視野に入れた取り組みが必要と考えております。

他県等におきましては、エコセメントあるいはインターロッキングブロックへの取り組みを行っている事例もございますけれども、いずれの事例も、現段階では試験的な段階でございますので、他のリサイクル方法も含めまして、今後、調査、研究してまいりたいと考えております。

3点目でございますが、産業廃棄物についての数点のお尋ねでございます。

まず、減量化対策でございますけれども、本市の公共事業に伴って発生をいたしますコンクリート片などは再資源化を図るような既に発注形態をとっております。下水汚泥はコンポスト化等に取り組むなど、減量化及びリサイクルの推進を図っておりまして、今後と

も同様な取り組みを行うことにしております。

広島県建設副産物リサイクル促進連絡会議におきます検討状況でございますけれども、同会議の事務局でございます広島県におきまして、現在、新技術、新工法等の情報収集及び再資源化施設等の実態調査を実施しまして、その結果を取りまとめている状況でございます。本年度中には、第2回目の会議が開催をされる予定になっております。

産廃の無害化についての指導のお尋ねでございます。

産業廃棄物の処理は、廃棄物処理法におきまして、原則として排出事業者の責任で行われることとなっております。その処分先も県内を問わず、広域処理が行われているのが現状でございます。

今後、循環型社会に向けまして、産業廃棄物の無害化や有効利用の推進が重要であると考えておりまして、コスト面等の克服すべき課題もありますが、関連する技術開発などの動向も見きわめながら国、県と協調して排出事業者、産業廃棄物処理業者を指導していきたいと考えております。

最後に、新中工場についてのお尋ねでございます。

現中工場は、公称能力日量400トン、新しく整備をしております新中工場は公称能力日量600トンで、規模の違いはございますけれども、運転業務を除く水、電気等のランニングコストは、現中工場が約1億3,000万に対しまして、新しい中工場は、約5億円必要であると見込んでおります。

新中工場は、平成16年度から稼働を開始いたしますけれども、平成16年度のごみ焼却量は、おおむね15万トンを見込んでおります。1日当たりのごみ焼却量ではじき出しますと、一般可燃ごみは約380トン、また、プラスチック残渣は約30トンでございます。現中工場につきましては、1日当たり約270トンを焼却をしております。日量算定に当たりましては、年間を365日というふうにはじいております。

溶融スラグのお尋ねでございます。

新中工場で排出をされます溶融スラグは、平成16年度で約1万5,000トンを見込んでございます。この溶融スラグをアスファルト舗装材や路盤材など、公共工事等で再生利用するための方法、課題について具体的に検討いたしますために、関係部局及び国土交通省を構成員とした再生利用検討委員会を設けまして、全量の利用が図れるように、現在検討を行っております。

以上でございます。

○平野博昭 議長

病院事業局事務局長。

◎松井正浩 病院事業局事務局長 医療行政の中で、広島市民病院の救急医療につきまして、2点質問がありましたのでお答えします。

まず、広島市民病院は、三次救急医療機関として交通外傷などの多発外傷患者の受け入れにどのように取り組んでいるのか、また今後、どのように取り組もうとしているのかの質問でございます。

広島市民病院の救命救急センターは、昭和52年の発足以来、主に脳疾患や心臓疾患の重篤患者を受け入れてきたところでございます。交通事故等による多発外傷患者は、原則として受け入れをしておりませんでした。

これは、広島市内には多発外傷患者を積極的に受け入れている県立広島病院救命救急センターや民間の救急病院などがあることから、これらの病院との機能分担等を考慮したものでございます。

現在の広島市民病院の施設、体制での多発外傷患者の受け入れには制約がございますが、三次救急医療機関の担うべき役割の重要性にかんがみ、昨年10月以降、多発外傷患者受け入れに向けた取り組みを始めたところでございます。本年11月までの間で重症例1件、中等症例10件、合わせて11件の外傷患者を受け入れております。また、今後につきましては、広島市民病院の増改築計画の中で、多発外傷患者の受け入れに向けた施設整備の検討を進めているところでございます。

次に、広島市民病院は救急患者の受け入れについて、他の市立病院との連携をどのように取り組んでいるのかということでございますが、広島市民病院は、救命救急センターを有する三次救急医療機関でございます。また市立病院群における中核病院としての性格を有することから、他の市立病院、すなわち安佐市民病院、舟入病院、それから安芸市民病院から重篤患者の受け入れ要請があった場合には、迅速かつ円滑に受け入れる責務があると認識をいたしております。

このことにつきましては、広島市民病院において常日ごろ、病院長から医師等に対し、救急患者の受け入れ要請に対する迅速な対応について指示をいたしているところでございます。

また、市立病院間の取り組みとしましては、今年度から開催をいたしております市立3病院——広島市民病院、安佐市民病院、舟入病院の3病院で構成をいたします協議会や病院事務局の幹部職員で構成いたします経営会議の場において、救急患者の受け入れ協力について協議を行ったところでございます。今後とも市立病院間の連携、強化に努めていきたいと考えています。

以上でございます。

○平野博昭 議長 1番。

◆1番（松坂知恒議員） 御答弁ありがとうございます。

環境局にお聞きするんですけれども、五日市処分場への立入調査の件ですね。わずか年1回の立ち入りで、本当に十分なのかということをお聞きしたいわけなんですけれども、結局、行ってデータを見て基準値に合っているからいいという程度の立ち入りのようなんですけれども、指導すらしていないということで、本当に県の処分場というのが安全性を保っていけるのかということをお聞きたいと思うわけでありまして。

ちなみに、私も一度ほど見学に行かせてもらったことがあったんですが、行きますとですね、目視検査といって搬入された産廃のトラックの荷台のシートをあけて中を見るとい

う検査をやっとするんですけれども、どうやって見るかと言いますと、大きな丸い鏡がゲートの天井についてましてね、その鏡を見ながら荷台を全部見ているわけなんですけれども、それがたまたまなのか、いつもなのかわかんないんですが、すすで真っ黒になってまして見えんですよ。そういうような目視検査でいいんですかというふうにその職員さんに聞いたら、早速、水で放水されてきれいにされてましたけれども、そういうような指導も、やはりされてしかるべきではないかと。たまたま市の人が行ったときはきれいで、私が行ったときは汚かったのかもしれませんが、そういうようなことも適宜、頭に入れながら、より頻回に足を運んでいただいて、より厳しい検査をして、その結果については、適宜、広島市の方からも公表する。県の処分場に行けば、そこにデータはあるんだと言われるけれども、やはり市の方も行ったらこういうことがあって、こういう結果だったんだということを適宜報告していただかないと、なかなか処分場に対する安全性ということについての疑問といたしますか懸念といたしますか、そういうことが解消できないのではないかと。市ももう少し頑張っていたきたいというふうに思うんですが、その点についても、もし御答弁いただければしていただきたいというふうに思うわけでございます。

それから、焼却灰の処理費ですね、全部足しますとかなりの高額になるということでありましてけれども、それだけの年間コストを支払うぐらいであれば、その費用をやはり無害化であるとかリサイクルの方にしっかり回していただきたい。ただ埋めればいんだというような行政はもう卒業していただきたいと思っておりますけれども、その点についても改めてお考えをお聞きしたいと思っております。

それから、公社所有の未利用地についてなんですけれども、結局同じような回答を繰り返されているようなんですが、特に、事業中止ということが決定した土地、牛田第4小学校はもう小学校を建てないということが決まっているわけなんですけれども、そういう土地についても、やっぱり早急な処分あるいは他の用途に転換するのであっても、早急に決めていただかないと、もう事業化の模索ということではできないわけですから、その点をやはり急いで決めていただきたいというふうに思います。

それから最後のもう一点ですが、社会局所管の世代間交流施設用地ですね、これは購入するときはねんりんピックまでには施設を完成させたいんだと、そういうことで急いで土地を買ったという経緯があるわけなんですけれども、ねんりんピックが済んでも建物は形すら全然ないわけです。それでいいんですかと先日の厚生委員会で社会局長に聞いたら、いや、ねんりんピックは立派に済みましたと。施設がなくても立派に開催できたんですと。一体何のために買ったんだということを言いたいわけなんですけれども、結局そういうふうに当初の買う目的がいつの間にか消えてしまって、空き地になって、さてどうしたものかというようなことで悩んでおられるようなんですけれども、こうなった責任というのは、この世代間交流施設用地については、一体財政局にあるのか社会局にあるのか、あるいは両方にあるのか、その辺、責任の所在というのはどうなんでしょうか。

以上、お答えいただければ、お答えいただきたいと思っております。

○平野博昭 議長 環境局長。

◎齊藤末男 環境局長 五日市の処分場の監視の問題でございます。

監視回数と言いますか、指導回数が少ないという実は実態がございますけれども、県がおやりになっておる検査自体が非常に膨大な検査をおやりになって、それぞれに適合しているということを確認をさせていただいておりますが、ただいま議員おっしゃいましたように、確認をした、適合をしているということをも市民の皆さんにいかんPRするかということもまた大事なことだと思っておりますので、そこらも含めまして、市としてどうすればいいかということをもう少し考えてみたいと思っております。

それから、焼却灰のリサイクルの問題でございますが、私ども、いつもリサイクルを考えますときに、経費が——どうしても金がかかるというふうなことも同時にある程度は考えなくてはいけないと思っております。

例えば、私ども試算でございますけれども、単独で焼却灰を今、熔融炉でリサイクルする施設を整備しようといたします場合には、新中工場は除きまして、残りの焼却灰を熔融固化しますと、大体70億円ぐらいの施設が単独では要ということでございます。トン当たり直しますと50万円ぐらいの経費になるわけでございます。それにランニングコストを合わせますと55万あるいは60万ぐらいのことになるかと思いますので、そこらも考え合わせまして、一番いいのは今のままの焼却灰のままの姿でもっといいリサイクルが安くできればいいということで、技術革新を待ちながら、そういったものも見ながら、横目でにらみながらリサイクルということを考えていかなければいけないというふうに考えております。

以上でございます。

○平野博昭 議長 財政局長。

◎北谷重幸 財政局長 公社所有の未利用地につきまして、御指摘のとおり長期の保有という問題につきましては、我々も再取得計画の見直し、あるいは新たな利用計画の策定を含めまして、現在抱えておる課題の解決に向けて努力しているところでございます。御指摘のとおり、問題意識を持ってできるだけ早く対応していきたいと、このように考えております。

その中でございました牛田の元牛田第4小学校建設用地につきましても、御指摘のとおり、分離開校の必要性がなくなったということから、具体的な利用計画を示さないまま現在保持しているという状況も確かにございます。そういうものにつきましても、我々の方からも再度、教育委員会の方に9月を過ぎまして利用計画あるいは再取得の計画の策定をやるようお願いをしておるところでございます。

なお、教育委員会の方からも内部での利用は難しいというようなことでの話もございますが、改めて県等の御利用があるかということにつきましても、再度検討しておるというふうな御回答をいただいております。世代間もそうでございますが、そういう形で、現在それぞれ抱えておる課題につきまして、鋭意解決すべく努力をしておるところでございます。

ます。そういうことでございますので、ひとつよろしく願いいたします。

以上でございます。

◆1番（松坂知恒議員） お疲れさまでございます。連合同志会の松坂知恒でございます。最後の質疑でございますが、いましばらく御清聴をよろしく願いいたします。

同僚議員の方々が、かなり詳しく質疑されましたので、かなり内容を重複を避けまして質問いたしますので、御答弁される方は、聞いたことにだけお答えいただければと思います。

水道局が安全、安定した水の供給をされている努力には大変敬意を表するものであります。今回の料金改定について数点質問いたします。まず、経費節減についてお聞きします。

水道料金改定説明資料によりますと、平成14年度から平成17年度の4か年にわたって合計66億5,000万円の経費節減に取り組むとありますが、果たしてこの66億5,000万円の縮減が確実に実行されるのかお答えください。

また、料金改定後の財政収支計画では、計画終了時の平成17年度末における繰越利益剰余金は、わずか8万円になっております。このまま計画どおり順調に推移すると、その4年後にはまた値上げをされるのだそうです。来年度値上げをして、さらにその4年後にも値上げをするといった財政収支計画は、そもそも収支計画として成り立つのか、甚だ疑問であります。料金の値上げが、うるう年のように自動的に4年に1回めぐってくるという収支計画を市民はとて理解できないと思います。収支計画は再検討すべきと考えますが、当局のお考えをお聞かせください。

また、公正取引委員会によって談合が摘発され、29の水道工事事業者が排除勧告、指名停止を受けたことは記憶に新しい事件であります。その後、談合の再発防止にどう取り組んだのか。その結果、指名業者数や平均落札率は摘発前と比べ、どう変化したのかお聞かせください。

また、現行の落札率のままで推移すると、水道施設工事費の摘発前と比較した縮減率は総額幾らになるのかお聞かせください。また、電子入札など、今後の談合防止策を実施する時期をお聞かせください。

容易に談合を許す企業が利用者に値上げを申請することは大変はばかられることではないかと認識しますが、談合に対する当局の御認識についてお答えください。

以上で質疑を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

◆1番（松坂知恒議員） 1問お答えいただきたいんですが、電子入札、本庁も導入を計画されておるといってございますが、水道局としては実施する時期ですね、何年には実施したいということをお答えいただきたいと思います。

そして収支計画なんですけども、最低限の設定ということは、最高の努力を払ったらこうなるということなんです。そういう努力以上のさらなる努力をいただきまして、収支計画を上回る経営改善に努めていただきたいということを要望しておきます。1問だけお答えいただきたいと思います。